

【別表】

●高岡市立博物館蔵「高岡町附足軽・金子家文書」内の留帳2冊にみる高岡城跡（古御城）内の塩硝蔵などについての記述

金子家文書2『御用方伝承聞見記』（江戸末期）

No.	画像No.	記述内容	現代語訳
1	2左	文政五年午十月出来 一、古御城御郭内塩硝蔵、高岡於手合御作事所方引請相建候事、但代銀壹貫五百五拾目四分	文政5年(1822)10月に古御城内の「塩硝蔵」が完成した。（金沢の）御作事所より命令（指示）を受け、高岡古御城内の「塩硝蔵」建て替えにつき、高岡町奉行所にて引き請けるよう下命があったので、奉行所の担当者として、これを引き請け、 <u>新しい塩硝蔵を建設した</u> 。費用は銀1貫550目4分（約450万円）。
2	2左	嘉永三年 一、古御城御囲内江長五間、幅八間ノ新蔵一筋、改作方於手合出来	嘉永3年(1850)、古御城「御囲」（本丸？）内へ長5間(約9.1m)、幅8間(約14.5m)の新蔵1棟を改作奉行所の担当で完成した。
3	7右	同年七八月之頃、 一、古御城御囲内新蔵建候儀御用番江御達ノ方有之事、	嘉永3年(1850)7、8月頃、古御城「御囲」（本丸？）内の新蔵建設については御用番へ通達があった。
4	9右	嘉永四年十一月 一、古御城御囲内損木御達紙面ニ奥継を以大隅守殿方相応し木柄ニ付御作事方御用之旨申来候、右御取かへは無之、	嘉永4年(1851)11月、古御城御囲内の損木についての指示書が「奥継」で届いた。長大隅守殿（年寄）よりの要望に応じた木柄（木の品質。木の等級か？）なので作事奉行所の御用として指示があった。この取り替えは無い。
5	10右	嘉永五年三月ノ請取切手等之儀ヶ所調達いたし一枚前革具足之處ニ留置 覚 一、式挺 壱両玉御鉄砲ノ一、式ツ 御鉄砲革袋ノ一、式本 腰刺筒薬入玉巾着ともノ一、式ツ 口薬入通共ノ一、式掛 壱両玉早合ノ一、式ツ 革筒乱緒共ノ一、式本 釜祓才槌共ノ一、式つ 火打金・石并巾着共 ヅ八口古 御城番人渡之分 一、拾挺 酒井流壱両玉修羅筒ノ一、拾本 腰刺筒薬入玉巾着共ノ一、拾 丸形口薬入通ともノ一、拾本 釜祓才槌共ノ一、式拾 鑄形 ヅ五口 町附足軽渡之分 一、三拾 革筒乱緒共 ヅ 右高岡古 御城番人渡御鉄砲等右之通御渡二付、長持江入追々御鉄砲所江損物等指出代り受取申度奉存候間、河北御門出入方并指添人往来之儀御入御座候様仕度奉存候、以上、 子三月十三日 小堀判ノ吉野々 御城下横山遠江守様、右小堀殿御出府中御達之事	嘉永5年(1852)3月、高岡古御城番人、及び高岡町附足軽へ支給する鉄砲等の道具類書上げ（詳細略）。 高岡古御城番人へ渡す鉄砲等はこの通りであるので、長持へ入れ追々鉄砲所へ破損物等を差し出す代りに受け取りたいと思いますので、金沢城河北御門に出入り、及び付き添い人が往復の際に付くようにしたいと存じます。以上。 嘉永5年3月13日 小堀・吉野 金沢城下の横山遠江守様、この小堀殿御出府中に御達しがあった。  ※用語解説 ・壱両玉…玉（弾丸）の鉛の重さが10匁（37.5g）、直径は18.35mm、銃の口径は18.7mm。 ・筒薬（とうやく）…火薬。玉薬（たまぐすり）とも。 ・口薬（くちぐすり）…銃の火皿に盛る点火薬。点火しやすいように火薬をさらに細かく粉末状にしたもの。 ・早合（はやごう）…火縄銃の薬莢の一種で、1発分の火薬と弾丸をセットにして早く詰められる筒状の道具。 ・筒乱（どうらん。胴乱/筒卵）…革または布製の四角の弾丸を入れる袋で、腰に下げるもの。 ・火打金・石（ひうちがね・いし）…火打金と火打石は、双方を打ちあわせて火花を出す発火具。火縄への点火用。 ・酒井流…砲術の流派。元祖は家康に技を披露した酒井正重。機関部（カラクリ）は鉄製の田布施流に対し、真鍮を用いる。当地の開祖は大聖寺藩酒井怡雲斎。富山藩は19世紀前半に導入。化政期の演習（丁附）では百中であったという。 ・修羅筒（しゅらづつ）…銃身が従来の火縄銃（異風筒）より長い火縄銃。

## 金子家文書3『都而心覚記』（江戸末期～明治初期）

No.	画像No.	記 述 内 容	現 代 語 訳
6	3右	覚 式箱二入 一、式十五貫七百三十式匁 訓練用筒薬／右古 御城御土蔵へ入有之事、 元治元年(1864)六月也	元治元年(1864)6月、鉄砲訓練用の火薬（計約96.5kg）2箱を古御城御土蔵へ入れた。
7	3左	同年御渡書 一、拾六貫四百拾六匁 筒薬 内壹貫二百九十六匁 丁打／二貫百六十目 訓練用 ×而十二貫九百六十目 角打／二十七人配当一人当り四百八十目／右丁打等并稽古用拾七人分とも古 御城御土蔵借入、／閏五月二日 一、二十二貫六百八十目 鉛／内 三貫七百八十目 丁打 但シ右御土蔵入	慶応元年(1865)に配布された文書 ・61.56kgの火薬 内、4.86kgは長距離射撃（丁(町)打：ちょううち。1丁(町)は約109m）用、8.1kgは訓練用。 計48.6kgは射撃場（角場：かくば。丸い弓の的に対して銃の標的は四角だったからともいう）での射撃。 27人、配当1人当り1.8kg。この丁打等と訓練用の17人分の火薬は古御城御土蔵を借りて入れた。閏5月2日。 ・約85kg 鉛（鉄砲玉） 内、14.175kg 野外での長距離射撃用（丁打ち）。ただし、右（古御城）御土蔵入。
8	4右	一、銃卒訓練用打残り筒薬も有之、右二口とも弾薬箱二つ二入御土蔵入、／閏五月二日也 定覚 一、七千式拾粒 雷管／但角打年中式拾度、人数式拾七人、壹度拾発二付、拾三粒宛、 一、七百式粒 雷管／但丁打年中壹度、人数同断、壹人式拾発二付、拾発拾三粒宛、 一、千四百四粒 雷管／但訓練年中式度、人数同断、壹人壹度式拾発二付、拾発拾三粒宛、 右私共高岡町附足軽并古御城御門番等都合式拾七人、新流砲術角打并丁打等稽古申付度御座候二付、規則但書之通受取相渡分御座候渡り方指支不申候、壮猶館江御入御座候様仕度奉願候、以上、 丑正月 大野織之介・青地半四郎／ 前田内蔵太様	一、銃卒（藩の海岸軍備増強策の一つ。1863年3月、藩内22ヶ所に農兵と足軽等計50～60人で組織し、銃砲を訓練させた。1864年3月まで）訓練用で残った火薬もある。右二口とも弾薬箱二つに入れ御土蔵に入れた。1865年閏5月2日。 規則 ・7,020粒 雷管（弾丸の発火具。容器に火薬を詰めた物の後ろに装着する小さなキャップ。引金を引くと撃鉄が雷管を叩いて発火する。雷管式の西洋銃で使用）。但し角打ち（射撃場での標的射撃）用。年20回、人数27人で1度に10発使用するので、1人13粒ずつ。 ・702粒 雷管。但し丁打（遠距離射撃）用。回数・人数同じく。1人20発使用するので、10発13粒ずつ。 一、1,404粒 雷管。但し訓練は年2度。人数は同じく。1人1度に20発使用するので、10発13粒ずつ。 この雷管（合計9,126粒）は私達高岡町附足軽と古御城御門番等の合計27人は新流砲術で角打ち（射撃場での訓練）と野外での長距離射撃（丁打ち）等の訓練を命じたいと存じますので、規則の但し書きの通りに受け取り、配布された分です。配布に差し支えることの無いように、壮猶館（藩の軍事研究所兼学校）へお入りさせていただきたく、お願い申し上げます。以上。 慶応元年(1865)正月 大野織之介・青地半四郎／前田内蔵太様
9	4左	右私共支配高岡町附足軽拾八人并定御雇三人、同所古 御城御門番式人、御旅屋御武具御土蔵番四人都合式拾七人、新流砲術角打并丁打等稽古申付度御座候二付壮猶館規則但書之通玉葉（下へ続く）	筒薬と鉛の射撃訓練での使用するものは、私達高岡の町附足軽18人と常勤3人、高岡古御城御門番2人、御旅屋御武具御土蔵番4人の合計27人である。新流砲術での角打（射撃場での射撃）と丁打（長距離射撃）等の訓練を命じたいので、壮猶館（藩の軍事研究所兼学校）規則の但し書きの通りに火薬（下へ続く）
	5右	受取相渡御座候間、此段御聞届御座候様仕度奉願候、以上、 丑正月 大野織之介・青地半四郎 前田内蔵太様	を渡すので受け取る。このことをご承認して頂きたくお願い申し上げます。以上。 1865（慶応元）年正月 大野織之介・青地半四郎 （家老）前田内蔵太様
10	24左	明治元年辰十月 写 高岡町奉行へ 高岡古御城二在住役屋鋪被 仰付、同所附与力并同心も右古城内におゐて居屋鋪被下候二付、以来右古城在住支配地二被仰付候条可被引送候、併御米蔵御塩蔵之儀は是迄之通り各支配被 仰付置候条可被得其意候事、／十月	明治元年(1868)10月 写 高岡町奉行へ 高岡古御城の役屋敷で在住するように命じられ、高岡町奉行所附与力と同心も古城内において屋敷を与えられて以来、古城に在住し支配を命じられたので引き送られるように。併せて御米蔵・御塩蔵についてはこれまでの通り各自支配を命じられたとおりに主君のご意向をくむようにせよ。